

○国立大学法人筑波技術大学共生社会創成学部履修細則

（ 令和 7 年 2 月 1 9 日
細 則 第 1 号 ）

国立大学法人筑波技術大学共生社会創成学部履修細則

（趣旨）

第 1 条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成 2 2 年学則第 1 号。以下「学則」という。）及び国立大学法人筑波技術大学履修規程（平成 1 7 年規程第 7 号。以下「履修規程」という。）に規定するもののほか、共生社会創成学部の履修要件について必要な事項を定めるものとする。

（共生社会創成学科における履修要件）

第 2 条 共生社会創成学科における履修要件は、履修規程に定める別表第 1 の授業科目を 9 4 単位以上（うち、共生社会創成プロジェクト系科目 4 単位以上）修得していない場合は、原則として「共生社会創成特別研究」の履修を認めない。

（その他）

第 3 条 「1」及び「2」が付されている組授業科目の履修において、「2」が付されている授業科目の履修に当たっては、「1」が付されている授業科目の評価（履修規程第 7 条に定める評語の成績）を得ていることを必要とする。

2 学科長ならびに授業担当教員の承認が得られる場合には、本細則別表に定める他の学部・学科・コース・領域の開講する授業科目を履修することができる。なお、当該科目の修得単位については、6 単位までを情報科学系科目における選択科目の卒業に必要な修得単位として算入することができる。また、第 2 条第 1 号に定める「特別研究」を履修するために必要な修得単位としても算入することができる。

3 各年次の履修に際しては、前年度までの単位修得状況により、指導や制限を加えることがある。

4 この細則に規定するもののほか、学則第 3 0 条第 2 項及び第 3 1 条に規定する特別研究の履修方法及び評価方法及び学則第 3 5 条第 4 項に規定する早期卒業要件に関し必要な事項は運営会議において別に定める。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 情報科学系科目における選択科目として選択・算入することができる他学部開講科目一覧

コース	聴覚障害コース		視覚障害コース	
科目名	産業技術学部	情報保障システム工学・演習	保健科学部	オペレーションズリサーチ
		情報保障評価法・演習		意思決定法
		情報アクセシビリティ演習		ヒューマンインタフェース2
		映像論・演習		情報理論
		福祉機器設計学		多変量解析
		福祉機器材料学		オペレーティングシステム1
		住居・住生活論		経営情報システム論
		医療福祉施設計画論		ビジネスデータ処理1
		ユニバーサルデザイン論		ビジネスデータ処理2
				オフィス情報処理・演習